

分担金・拠出金の名称	【平成27年度新規計上案件】 水俣条約拠出金	
拠出先の国際機関名	水俣条約事務局	
国際機関の概要	・水俣条約事務局は、水銀に関する水俣条約(未発効)第24条に基づき設置。 ・事務局の詳細(所在地等)は今後の締約国会議で決定される見通し。 ・水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とし、水銀の一次採掘から最終廃棄までを包括的に規制し、並びに資金供与の制度、能力形成・技術援助等、情報の交換、公衆のための情報・啓発・教育、研究・開発・監視等に係る規定を有する。	
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		拠出の必要性及び期待する効果
1. (1) 成果目標:我が国重要外交課題の一つである環境分野において、環境汚染対策(化学物質・廃棄物分野)を促進し、また同分野における我が国の政策遂行における各種パートナーシップを強化する。 活動指標: ・水俣条約の実施を通じた水銀による人の健康及び環境へのリスクの低減への貢献 ・水俣条約の締結国数		1 必要性 水俣条約は、水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減するため、その一次採掘から、使用、排出・放出、そして最終廃棄までをライフサイクル全般にわたって包括的に規制するもの。2013年10月に熊本市・水俣市で実施された水俣条約外交会議において採択された。2015年6月15日現在、署名国数128か国・地域、締約国数12か国。我が国は本条約の策定から採択、そして現在に至るまでの過程で主導的な役割を果たしてきた。 本条約により、人の健康及び環境に対する危険によりその有害性が国際的に広く認められている水銀を適正に管理することが可能となり、環境保全の観点から必要性が存在する。また、水俣病の経験を有する我が国は本条約の策定段階から積極的に交渉に参加してきたが、条約の実施に引き続き主導的役割を果たすことは、条約採択の外交会議において我が国が総理大臣を含むハイレベルで繰り返し示しており、着実に遂行することが必要とされる。(なお、第189回国会においても、水俣病の経験を有する我が国として早期に本条約を締結した上で、世界の水銀対策に主導的に取り組むべき旨が指摘されている。) 2 期待する効果 (1)水俣条約を具体的に実施するための各種手引等は、今後、条約締約国会議において議論・決定される。水俣病の経験を有する我が国として議論に積極的に参加し、世界の水銀対策に主導的に取り組むことにより、水俣条約の各規定の実効性を高め、条約目的の達成を促進する効果が期待される。 (2)水俣条約の国際的に実施において我が国の水銀代替・削減技術の海外展開を促進する効果が期待される。
(2) 成果目標:水俣条約実施の意思決定における我が国のプレゼンスを確保する。 活動指標: ・我が国が務める役職や委員議席等の件数。		
(3) 成果目標:機関等の専門分野等における影響力や組織・財政マネジメント等 活動指標: ・合理的かつ適正な予算規模の導入。 ・効率的な予算執行の確保。		
(4) 成果目標:水俣条約事務局における邦人職員増強をはかる。 活動指標: ・邦人職員の確保。		
2. PDCAサイクルの確保		水俣条約事務局においては、以下の通りPDCAが確保される見通し(条約発効後に開催される締約国会議において決定される予定)。 ①Plan:締約国会議二か年予算案を策定。総会にて予算案の承認。②Do:我が国の拠出金支払。条約事務局による予算案執行。本省及び条約事務局所在地我が方公館による条約事務局の運営・活動のモニタリング。③Check:内部・外部監査報告書による運営活動の成果を評価。④Act:締約国会議等において要改善事項を申し入れ。
担当課・室名	国際協力局 地球環境課	